

(別表第1)

申請地点から概ね 500メートル以内の距離にある  
他の源泉の温泉採取者の同意書を添付させる地域

市 町 村 名	地 域
日 光 市	日光湯元地域 湯西川地域・川俣地域・奥鬼怒地域 鬼怒川地域・川治地域
那 須 塩 原 市	板室地域・三斗小屋地域 塩原地域・中塩原地域・上塩原地域・湯本塩原地域
那 須 町	湯本地域・高久丙地域

(別表第2)

## 温泉掘削に必要な土地を使用する 権利を有することを証する書類

温泉を掘削する土地には、大別して、私有地、公有地、国有地、河川敷地等があるが、その  
使用権の証明は、それぞれ次の書類によるものとする。

### 1 私有地

#### (1) 土地所有者の場合

土地登記簿謄本及び不動産登記法14条1項に規定する地図若しくはこれに準ずる図  
面(以下、「公図」という。))

#### (2) 他人の土地の場合

ア 土地所有者の土地登記簿謄本、公図及び印鑑証明書

イ 土地所有者との間にかわした温泉掘削のために土地を使用することを内容とした契約  
書又は承諾書

### 2 公有地(県有地、市町有地)

#### (1) 県又は市町が自己所有する場合

土地登記簿謄本及び公図

#### (2) 公有地を借りる場合

土地所有者が発行した、温泉掘削のために土地を使用する権利を証する書類の写し

### 3 国有地

国有地内の温泉掘削は、国有林野内がほとんどであり、掘削のための土地使用権の証明は、  
次のいずれかの書類とすること。

(1) 国有林野使用(貸付)許可書の写し

(2) 国有林野使用(貸付)許可承諾書の写し

### 4 河川敷地

河川敷地を1級河川、準用河川及び普通河川に大別し、土地使用権の証明は、次のいずれ  
かの書類とすること。

(1) 1級河川及び準用河川敷地内の場合(河川敷地が法務局の公図において河川敷地となっ  
ているものと、そうでないものがある。)

ア 公図上河川敷地となっている場合

(ア) 1級河川指定区間外河川(国直轄河川)の場合

一級河川指定区間外における行為の許可書の写し(国土交通大臣の許可)

(イ) 1級河川指定区間河川(県管理河川)の場合

一級河川指定区間河川における行為の許可見通し書(県の許可見通し)

(ウ) 準用河川(市町管理河川)の場合

準用河川における行為の許可書の写し

イ 公図上河川敷地となっていない場合(土地の所有権が認められている。)

(ア) 私有地内の河川敷地の場合

a 河川区域又は河川保全区域における行為の許可書の写し

b 土地所有者の土地登記簿謄本、公図及び印鑑証明書

c 土地所有者との間にかわした温泉掘削のために土地を使用することを内容とした  
契約書又は承諾書

(イ) 公有地内の河川敷地の場合

a 河川区域又は河川保全区域における行為の許可書の写し

b 土地所有者が発行した、温泉掘削のために土地を使用する権利を証する書類の写  
し

(ウ) 国有林野内の河川敷地の場合

a 河川保全区域における行為の許可書の写し

b 国有林野使用(貸付)許可書の写し(承諾書の写し)又は、国有林野使用(貸付)  
契約書の写し(承諾書の写し)

(2) 普通河川敷地内の場合

普通河川管理行政庁の許可書の写し(市町の許可)

(別表第3)

## 温泉採取許可・確認の単位

- 1 源泉ごとに1件とする。
- 2 同一源泉から複数人が温泉の採取を業として行おうとする場合
  - (1) それぞれ独立した貯湯槽又はガス分離設備等を有し、個々の温泉利用施設等へ配湯している場合
    - ① 温泉の採取を業として行おうとする者が個別に申請した場合は、申請毎に1件とする。
    - ② 温泉の採取を業として行おうとする者が連名で申請した場合は、1件とする。
  - (2) 貯湯槽又はガス分離設備等を共有し、個々の温泉利用施設等へ配湯している場合  
(1)の場合と同様とする。

### [注意事項]

- 1 法第14条の2で定める温泉の採取の許可の対象は、温泉を公共の浴用又は飲用に供する者(温泉利用許可対象者)だけではなく、個人利用、工業用利用若しくは温泉を採取しているものの未利用のものも含まれる。
- 2 連名で申請した場合には、申請者の1人が死亡するなどの変更が生じたときは、採取許可にあっては許可の取り直し、確認にあっては承継届の手続きが必要である。  
なお、申請者には事前にその旨周知しておくこと。

(別表第4)

## 温泉飲用水質基準

微生物学的 衛生管理項目	一般細菌	1 ml の検水で形成される集落数が100以下であること。
	大腸菌群	検出されないこと。(100 ml の検水中)
	全有機炭素 (TOC)	5 mg / l 以下であること。
温泉水成分等 検査項目	ひ 素	総摂取量として0.1 mg / 日以下であること。
	銅	〃 2.0 mg / 日以下であること。
	ふ っ 素	〃 1.6 mg / 日以下であること。
	鉛	〃 0.2 mg / 日以下であること。
	水 銀	〃 0.002 mg / 日以下であること。
	遊 離 炭 酸	〃 1,000 mg / 回以下であること。
	カドミウム	〃 0.02 mg / 日以下であること。
	総硫化水素	〃 4.0 mg / 日以下であること。
	p H 値	3以上9未満とする。
	臭気・色度・ 濁度・味	異常でないこと。

(別表第5)

## 温泉飲用施設基準

源 泉	<ol style="list-style-type: none"><li>1 ゆう出する温泉が、表流水、浅層地下水及び下水溝の水等により汚染されない構造であること。</li><li>2 ゆう出する温泉が、油脂類等により汚染されない構造であること。</li><li>3 抜気管管端部（立ち上がり部）には防虫網等を設け、開口部からほこり等により汚染されないよう密閉されていること。</li></ol>
中 継 槽 貯 湯 槽	<ol style="list-style-type: none"><li>1 表流水、浅層地下水及び下水溝の水が流入しない構造で、槽の蓋は周辺からの汚染を防止するのに十分な構造であること。</li><li>2 原則として地上に設置されていること。 やむを得ず地下に設置する場合は、汚水槽、雑排水槽等からの汚水により汚染されないように有効な距離を保つこと。</li><li>3 抜気管、溢流管管端部に防虫網等を設けること。</li><li>4 完全な水密性を保持するのに十分な強度と耐久性を有する材質であること。</li><li>5 温泉引湯施設以外の配管施設が設置されていないこと。</li><li>6 槽内に温泉が滞留することのない構造であること。</li></ol>
送・引湯管	<ol style="list-style-type: none"><li>1 管内圧を常に一定圧力以上に保ち、周辺の環境等により汚染されない配管設備であること。</li><li>2 水密性を保持するのに十分な強度と耐久性を有する材質であること。</li><li>3 温泉を汚染するおそれのある設備、機械類等の中を貫通して配管されていないこと。</li><li>4 当該施設以外の配管設備（施設内の暖房配管、水道管等）と直接連結されていないこと。</li></ol>
飲 泉 口	<ol style="list-style-type: none"><li>1 原則として浴室外の衛生上支障のない場所に設置すること。 やむを得ず浴室内に設置する場合は、飲用に供する湯口と浴槽湯口とを分離し、飲用に供する湯口等は限定すること。 また、浴槽及び洗場からの飛沫により汚染を浮けない構造とし、湯口は床面から80cm以上の高さとする。</li><li>2 水密性を保持するのに十分な強度と耐久性を有する材質であること。 (原則として、木製の湯口は認めない。)</li><li>3 飲泉コップは共用しないものであること。</li></ol>
水 質	<ol style="list-style-type: none"><li>1 飲用に供する温泉は、別表第4に定める温泉飲用水質基準に適合するものであること。</li><li>2 循環ろ過装置又はその他の設備により再生した温泉でないこと。</li><li>3 温泉水の濃度又は温度を調節するための希釈水は、原則として水道水を使用し、水道水以外の希釈水を使用する場合は、別表第4に定める温泉飲用水質基準のうち微生物学的衛生管理項目に適合するものであること。</li></ol>

(別表第6)

## 温泉飲用施設管理基準

源 泉	<ol style="list-style-type: none"><li>1 むやみに人畜が立ち入らないように柵が設けてあること。</li><li>2 周辺環境から汚染を受けることのないよう努めること。</li></ol>
中 継 槽 貯 湯 槽	<ol style="list-style-type: none"><li>1 むやみに人畜が立ち入らないように柵が設けてあること。</li><li>2 周辺環境から汚染を受けることのないよう努めること。</li><li>3 槽の上床盤の直接上部には、温泉を汚染するおそれのある設備、機器、資材を置かないこと。</li><li>4 定期的に槽の内部、外部の点検を実施すること。(月1回を標準とする。)</li><li>5 定期的に槽内の掃除を実施すること。 なお、槽内の掃除を実施する場合には、換気に十分注意し、事故防止に努めること。(年2回を標準とする。)</li></ol>
送・引湯管	<ol style="list-style-type: none"><li>1 定期的に管路の点検を実施すること。</li><li>2 管路に亀裂等を発見したときは、速やかに改善すること。</li><li>3 管内圧を常に一定以上に保ち、管内が負圧にならないように努めること。</li><li>4 管内にスケール等の付着を認めるときは、速やかに管の布設替え又は、清掃を行うこと。</li><li>5 管内で温泉が滞留することのないよう努めること。</li></ol>
飲 泉 口	<ol style="list-style-type: none"><li>1 飲泉所であることを表示するとともに、温泉飲用量、その他飲用上の注意事項を掲示しておくこと。</li><li>2 飲泉所は温泉を常時流しておくこと。流量毎分2リットルを標準とする。</li><li>3 浴室内の飲泉所は、浴槽の湯口と飲泉口が誤認されるおそれがないこと。 飲泉所は衛生的に管理し、落ち着いた雰囲気での飲泉ができる状況に保つこと。</li></ol>
水 質	<ol style="list-style-type: none"><li>1 定期的水質検査 (1) 源泉 10年に1回、源泉において別表第4に定める温泉飲用水質基準の各項目について検査を行うこと。 (2) 飲泉口 1年に1回以上、飲泉口において別表第4に定める温泉飲用水質基準の微生物学的衛生管理項目について検査を行うこと。 毎日1回、飲泉口において、通常の色、濁り、臭気、味と同じであるか否かを無色透明のガラス製のコップに蛇口から温泉をとり、肉眼で目視検査等を行うこと。</li><li>2 臨時的水質検査 地震、大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したとき、飲用に使用している源泉において、増掘、動力装置、しゅんせつ、パイプ入れ替え等の工事を実施したときは、定期的水質検査の各項目について検査を行うこと。</li><li>3 三態窒素(アンモニア、亜硝酸、硝酸)、リン酸態リンについては、温泉の汚染指標として必要に応じて検査を行うこと。</li></ol> <p>上記1及び2の水質検査の結果、基準を逸脱する場合は、直ちに利用を中止し、必要な措置を講ずること。なお、利用を再開する際は、基準を満たしていることを確認した上で再開すること。</p>

(別表第7)

## 温泉利用許可の単位

### 1 浴用

(1) 同一源泉の温泉を利用する場合

浴室ごとに1件とする。

従って、同室内に2以上の浴槽がある場合においても1件とする。

(2) 2以上の源泉の温泉を利用する場合

ア 浴槽に2以上の源泉の温泉を混入して利用する場合は、浴室ごとに1件とする。

ただし、浴槽ごとに泉質、成分の異なる場合は、浴槽ごとに利用許可を必要とする。

イ 同室内で、異なる源泉の温泉を異なる浴槽で利用する場合、もしくは温泉を入れ替えて利用する場合は、源泉ごとに1件とする。

### 2 飲用

(1) 同一源泉の温泉を利用する場合

飲泉所ごとに1件とする。

従って、同一飲泉所に2以上の飲泉口がある場合においても1件とする。

(2) 2以上の源泉の温泉を利用する場合

ア 飲泉口に2以上の源泉の温泉を混入して利用する場合は、飲泉所ごとに1件とする。

ただし、飲泉口ごとに泉質、成分の異なる場合は、飲泉口ごとに利用許可を必要とする。

イ 同一飲泉所で、異なる源泉の温泉を異なる飲泉口で利用する場合、源泉ごとに1件とする。

(別表第8)

## 温 泉 飲 用 量

- 1 通常、大人（16歳以上の者）は、温泉飲用の1回の量は150ml以下とし、その1日の総量は500mlまでとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この記載に代えて飲用量を定めることとする。

温泉にひ素、銅、ふっ素、鉛及び水銀並びに遊離炭酸が含まれる場合は、この記載に代えて、(1)または(2)により飲用量を示す。

温泉がpH3未満（またはpH9以上）である場合は、この記載に代えて、「この温泉の液性は酸性（アルカリ性）であるため、真水でpH3以上（pH9未満）となるようおよそA倍に薄めた上で、飲用の1回量は100mlまでとし、その1日の総量は500mlまでとすること。」とする。なお、Aの値はその温泉により異なるため、具体的希釈倍率を算出して記載すること。

### (1) ひ素、銅、ふっ素、鉛及び水銀

#### ア 1日当たりの飲用量の算出の方法

- (ア) ひ素 1日当たりの飲用量 =  $(0.1 / A \times 1,000)$  ml  
A：温泉1kg中に含まれるひ素の重量(mg)
- (イ) 銅 1日当たりの飲用量 =  $(2.0 / A \times 1,000)$  ml  
A：温泉1kg中に含まれる銅の重量(mg)
- (ウ) ふっ素 1日当たりの飲用量 =  $(1.6 / A \times 1,000)$  ml  
A：温泉1kg中に含まれるふっ素の重量(mg)
- (エ) 鉛 1日当たりの飲用量 =  $(0.2 / A \times 1,000)$  ml  
A：温泉1kg中に含まれる鉛の重量(mg)
- (オ) 水銀 1日当たりの飲用量 =  $(0.002 / A \times 1,000)$  ml  
A：温泉1kg中に含まれる水銀の重量(mg)

#### イ 算出された飲用量の明示の方法（\*）はひ素、銅、ふっ素、鉛及び水銀を記載する。）

- (ア) 算出された飲用量が150ml未満の場合、この温泉はひ素(\*)を含むため、温泉飲用の1日の量は(算出された飲用量を具体的に明示)mlまでとすること。
- (イ) 算出された飲用量が150ml以上500ml未満の場合、この温泉はひ素(\*)を含むため、温泉飲用の1回の量は150ml以下とし、その1日の量は(算出された飲用量を具体的に明示)mlまでとすること。
- (ウ) 算出された飲用量が500ml以上の場合、温泉飲用の1回の量は150ml以下とし、その1日の量は500mlまでとすること（通常量でよい）。

### (2) 遊離炭酸

#### ア 1回当たりの飲用量の算出の方法

- 1回当たりの飲用量 =  $(1,000 / A \times 1,000)$  ml  
A：温泉1kg中に含まれる遊離炭酸の重量(mg)



イ 算出された飲用量の明示の方法

(ア) 算出された飲用量が 150ml 未満の場合、この温泉は遊離炭酸を含むため、温泉飲用の 1 回の量は(算出された飲用量を具体的に明示)ml までとし、その 1 日の量は 500ml までとすること。

(イ) 算出された飲用量が 150ml 以上の場合、温泉飲用の 1 回の量は 150ml 以下とし、その 1 日の量は 500ml までとすること（通常量でよい）。

2 15 才以下の者については、原則的には飲用を避けること。ただし、専門的知識を有する医師の指導を受ける飲泉については例外とすること。